協同組合　日本タイヤリサイクル協会

賛助会員規約

（目　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第６０条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

（資　格）

第２条　賛助会員は、本組合において定款の定める組合員に該当しないものとする。
具体的には、タイヤメーカー、更生タイヤメーカー、廃タイヤ利用工場、タイヤ販売会社、タイヤ販売店の団体、廃タイヤ処理設備メーカー､廃タイヤ関連商社等で、本組合の主旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（特　典）

第３条　賛助会員は原則組合活動への参加は認めないが、次のようなサービスを受けることができる。

(1) 組合員との情報交換のための懇談会・懇親会等の出席。
(2) 本組合が賛助会員用に作成した配布物及び情報。
(3) その他第１条の目的を達成するために必要な事業

（議決権）

第４条　賛助会員は本組合の総会における議決権を持たない。

（役員への就任）

第５条　賛助会員は本組合の役員に就任することはできない。

（加　入）

第６条　賛助会員たる資格を有する者は、別に定める賛助会員入会申込を申請し、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

２．前項の諾否は、理事会において決する。

３．賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

（年会費）

第７条　　賛助会員の賛助会費の額は、次のとおりとする。

賛助会費　６６，０００円/年（税込み）

会費は、指定された期日までに、本組合の指定する方法で納入しなければならない。

２.納入された年会費は、理由の如何を問わず、返金しないものとする。

（脱　退）

第８条　賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。

（除　名）

第９条　本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

(1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員

(2) 会費の納入を怠った賛助会員

(3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員

(4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

（そ の 他）

第１０条　賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付　則

この規約は、２０２２年４月１日から施行する。

第７条の規約は、２０２４年４月１日から施行する。

ただし、第７条の２項は、２０２６年４月１日から施行する。